

和光市告示第 2 4 6 号

和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 0 日

和光市長 松本 武洋

和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める市の都市計画に関する基本的な方針（以下「和光市都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 和光市都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 1 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から第 2 条の規定による報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各々 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議の招集及び第4条第2項の規定により委員長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。